

1. 概要

本報告書は、東北総合通信局殿より平成28年3月16日に発出された「電波法第81条に基づく報告の徴収について」（東通環第55号）に基づき、当社が設置・使用している高周波利用設備に係る調査を行った結果について報告するものである。

2. 調査内容および方法

高周波利用設備のうち、電波法施行規則第45条（通信設備以外の許可を要する設備）に当たる設備として、10kHz以上の高周波電流を利用して高周波エネルギーを発生させて50Wを超える高周波出力を使用する超音波洗浄器、溶液の分析装置等の各種設備を対象とした。

上記対象設備に該当するものを当社の資産管理台帳に登録されている設備から抽出し、当社が設置・使用している設備毎に、高周波利用設備としての申請が行われているか等、以下について調査を行った。

【調査対象範囲】

- ・ 当社所有の全施設

【調査内容】

- ・ 高周波利用設備許可の番号、年月日
- ・ 高周波利用設備変更許可申請書の提出年月日 など

3. 調査結果

【許可申請に係る申請漏れ等が確認されたもの】

①再処理事業所：14設備

（高周波シーラー 5設備、分析装置 8設備、高周波加熱装置 1設備）

②濃縮・埋設事業所：5設備

（高周波シーラー 2設備、超音波洗浄器 2設備、分析装置 1設備）

なお、調査の結果、申請漏れ等が確認された設備については、直ちに使用停止の措置を講じている。

上記調査結果に対し、申請漏れ等が発生した原因や再発防止対策について、調査および検討を行い、まとめ次第、別途報告する。

以上